

別表第1

研究事業を行う者が個人又は法人（別表第2に掲げるものを除く。）である場合

1 直接経費 研究事業のうち直接経費に係る補助金の交付対象となる経費の範囲は、次の（1）から

（4）に掲げる費目とする。なお、交付対象となる費目の内容は、別紙1のとおりとする。また、間接経費を交付する場合、間接経費として充当すべき経費については、直接経費の対象としないものとする。

（1）物品費（設備備品費及び消耗品費）

（2）人件費・謝金（人件費及び謝金）

（3）旅費

（4）その他

2 間接経費 間接経費の額、対象機関、対象研究課題及び主な使途は次の（1）から（4）のとおり

であり、執行にあたっては平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」を遵守すること。

（1）間接経費の額 研究代表者（法人が研究事業を実施する場合は、当該法人。）へ配分される直接経費の30%を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

（2）対象機関 独立行政法人、特殊法人、特例民法法人等、民間企業、国立大学法人、私立大学等

※ 厚生労働省所管の国立試験研究機関又は国立更生援護機関は対象としないものとする。

（3）対象研究課題 次に掲げる研究課題とする

- ・新規採択研究課題
- ・間接経費が交付された継続課題
- ・法人が実施する研究事業

（4）主な使途 当該研究課題の遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のよう  
なものを  
対象とする。

○管理部門に係る経費

- ・管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- ・管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内  
外旅費、会議費、印刷費  
など

○研究部門に係る経費

- ・共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、  
会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- ・当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の  
人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、  
国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- ・特許関連経費
- ・研究棟の整備、維持及び運営経費

- ・実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
  - ・研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
  - ・設備の整備、維持及び運営経費
  - ・ネットワークの整備、維持及び運営経費
  - ・大型計算機（スパコンを含む。）の整備、維持及び運営経費
  - ・大型計算機等の整備、維持及び運営経費
  - ・図書館の整備、維持及び運営経費
  - ・ほ場の整備、維持及び運営経費
- など

○その他の関連する事業部門に係る経費

- ・研究成果展開事業に係る経費
  - ・広報事業に係る経費
- など

## 別紙 1

費目		費目の内容
大項目	中項目	
物品費	設備備品費	設備備品の購入、製造又はその据付等に要する経費
	消耗品費	消耗品の購入に要する経費
人件費・謝金	人件費	<p>研究事業の実施に必要な者に係る給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等（研究代表者又は研究分担者の所属する試験研究機関等若しくは研究事業を行う法人（以下「研究機関」という。）が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。）及び労働者派遣業者等への支払いに要する経費</p> <p>※研究代表者及び研究分担者に対するものを除く。 ※常勤職員に対するものを除く。</p>
	謝金	<p>知識、情報又は技術の提供等を行った者に対する謝礼に要する経費</p> <p>※研究代表者及び研究分担者に対するものを除く。</p>
旅費		<p>国内旅費及び外国旅費</p> <p>※外国旅費については、研究代表者、研究分担者又は研究協力者（法人にあっては、当該研究に従事する者であって研究代表者、研究分担者又は研究協力者に準ずる者）が1行程につき最長2週間の期間とする。ただし、天災その他事故によりやむを得ず1行程が2週間の期間を超えた場合には、厚生労働大臣等が認めた最小行程を交付対象とする場合がある。</p>
その他		<p>同表の大項目に掲げる物品費、人件費・謝金及び旅費以外の必要経費（印刷代、製本代、複写費、現像・焼付費、会場借料、会議費（茶菓子弁当代（アルコール類を除く。））、通信費（郵便料及び電話料等）、運搬費、光熱水料（電気料、ガス料及び水道料等）、機械器具の借料及び損料、研究実施場所借り上げ費（研究機関等の施設において研究事業の遂行が困難な場合に限る。）、学会参加費、保険料、振込手数料、旅費以外の交通費、実験廃棄物処理費、（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）に対する薬事相談費用（研究終了後の製品化等に関する相談費用は除く。）、業務請負費（試験、解析、検査、通訳及び翻訳等）、委託費（研究事業の一部を他の機関に委託するための経費）並びにその他研究事業の実施に必要な経費</p>

別表第2

研究事業を行う者が都道府県である場合

1 直接経費 研究事業のうち直接経費に係る補助金の交付対象となる経費の範囲は、次の(1)から(4)に掲げる費目とする。なお、交付対象となる費目の内容は別紙2のとおりとする。

(1) 物品費 (設備備品費及び消耗品費)

(2) 人件費・謝金 (人件費及び謝金)

(3) 旅費

(4) その他

## 別紙 2

費目		費目の内容
大項目	中項目	
物品費	設備備品費	設備備品の購入、製造又はその据付等に要する経費
	消耗品費	消耗品の購入に要する経費
人件費・謝金	人件費	研究事業の実施に必要な者に係る給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等（研究機関が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。）及び労働者派遣業者等への支払いに要する経費 ※研究代表者、研究分担者及び教育公務員以外の当該都道府県の職員に対するものを除く。 ※常勤職員に対するものを除く。
	謝金	知識、情報又は技術の提供等を行った者に対する謝礼に要する経費 ※研究代表者、研究分担者及び教育公務員以外の当該都道府県の職員に対するものを除く。
旅費		国内旅費
その他		同表の大項目に掲げる物品費、人件費・謝金及び旅費以外の必要経費（印刷代、製本代、複写費、現像・焼付費、会場借料、会議費（茶菓子弁当代（アルコール類を除く。））、通信費（郵便料及び電話料等）、運搬費、機械器具の借料及び損料、研究実施場所借り上げ費（研究機関等の施設において研究事業の遂行が困難な場合に限る。）、学会参加費、保険料、振込手数料、旅費以外の交通費、実験廃棄物処理費、（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）に対する薬事相談費用（研究終了後の製品化等に関する相談費用は除く。）、業務請負費（試験、解析、検査、通訳及び翻訳等）、委託費（研究事業の一部を他の機関に委託するための経費）並びにその他研究事業の実施に必要な経費 ※光熱水料（電気料、ガス料及び水道料等）を除く。

別表第3

推進事業の場合
推進事業に係る補助金の交付対象となる経費の範囲は、次の1から22に掲げる補助金の交付対象事業毎に掲げる経費（以下「交付対象経費」という。）及び交付対象経費毎に掲げる費目とする。なお、交付対象となる費目の内容は別紙3のとおりとする。
1 地球規模保健課題推進研究推進事業（地球規模保健課題推進研究推進事業に限る。）
<p>(1) 外国人研究者招へい事業費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①設備備品費</li><li>②消耗品費</li><li>③人件費</li><li>④謝金</li><li>⑤旅費</li><li>⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）</li></ul> <p>(2) 外国への日本人研究者派遣事業費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①消耗品費</li><li>②人件費</li><li>③謝金</li><li>④旅費</li><li>⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）</li><li>⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）</li></ul> <p>(3) 研究成果等普及啓発事業費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①設備備品費</li><li>②消耗品費</li><li>③人件費</li><li>④謝金</li><li>⑤旅費</li><li>⑥その他（※光熱水料を除く。）</li></ul>
2 地球規模保健課題推進事業（国際医学協力研究推進事業に限る）
<p>(1) 外国人研究者招へい事業費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①設備備品費</li><li>②消耗品費</li><li>③人件費</li><li>④謝金</li><li>⑤旅費</li><li>⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）</li></ul> <p>(2) 外国への日本人研究者派遣事業費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①消耗品費</li><li>②人件費</li><li>③謝金</li><li>④旅費</li><li>⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）</li><li>⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）</li></ul> <p>(3) 国際共同研究事業費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①消耗品費</li><li>②人件費</li><li>③謝金</li><li>④旅費</li><li>⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）</li></ul>

⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(4) 研究成果等普及啓発事業費

①設備備品費

②消耗品費

③人件費

④謝金

⑤旅費

⑥その他（※光熱水料を除く。）

3 厚生労働科学特別研究推進事業

(1) 国立試験研究期間等の研究成果の技術移転機関事業費

①設備備品費

②消耗品費

③人件費

④謝金

⑤旅費（※外国旅費を除く。）

⑥その他（※委託費を除く。）

4 創薬基盤推進研究推進事業（政策創薬総合研究推進事業に限る。）

(1) 流動研究員活用事業費

①設備備品費

②消耗品費

③人件費

④謝金

⑤旅費

⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

5 成育疾患克服等次世代育成基盤研究推進事業

(1) 外国人研究者招へい事業費

①設備備品費

②消耗品費

③人件費

④謝金

⑤旅費

⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(2) 外国への日本人研究者派遣事業費

①消耗品費

②人件費

③謝金

④旅費

⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）

⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(3) 若手研究者育成活用事業費

①設備備品費

②消耗品費

③人件費

④謝金

⑤旅費（※外国旅費を除く。）

⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(4) 研究成果等普及啓発事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料を除く。）

6 第3次対がん総合戦略研究推進事業

(1) 外国人研究者招へい事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(2) 外国への日本人研究者派遣事業費

- ①消耗品費
- ②人件費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(3) 外国への研究委託事業費

- ①人件費
- ②その他（※光熱水料を除く。）

(4) 若手研究者育成活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(5) 研究成果等普及啓発事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料を除く。）

(6) 研究支援者活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

7 がん臨床研究推進事業（研究成果等普及啓発事業費及びがん医療均てん化推進事業を除く。）

(1) 外国人研究者招へい事業費

- ①設備備品費

- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(2) 外国への日本人研究者派遣事業費

- ①消耗品費
- ②人件費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(3) 若手研究者育成活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(4) 研究支援者活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

8 がん臨床研究推進事業（外国人研究者招へい事業費、外国への日本人研究者派遣事業費、若手研究者育成活用事業費及び研究支援者活用事業費を除く。）

(1) 研究成果等普及啓発事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料を除く。）

(2) がん医療均てん化推進事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料を除く。）

9 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究推進事業

(1) 外国人研究者招へい事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(2) 外国への日本人研究者派遣事業費

- ①消耗品費
- ②人件費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(3) 若手研究者育成活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(4) 研究成果等普及啓発事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料を除く。）

(5) 研究支援者活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

10 免疫アレルギー疾患等予防・治療研究推進事業

(1) 外国人研究者招へい事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(2) 外国への日本人研究者派遣事業費

- ①消耗品費
- ②人件費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(3) 若手研究者育成活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

- (4) 研究支援者活用事業費
- ①設備備品費
  - ②消耗品費
  - ③人件費
  - ④謝金
  - ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
  - ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

- (5) 研究成果等普及啓発事業費
- ①設備備品費
  - ②消耗品費
  - ③人件費
  - ④謝金
  - ⑤旅費
  - ⑥その他（※光熱水料を除く。）

1 1 難治性疾患克服研究推進事業

- (1) 外国人研究者招へい事業費
- ①設備備品費
  - ②消耗品費
  - ③人件費
  - ④謝金
  - ⑤旅費
  - ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）
- (2) 外国への日本人研究者派遣事業費
- ①消耗品費
  - ②人件費
  - ③謝金
  - ④旅費
  - ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
  - ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）
- (3) 外国への研究委託事業費
- ①人件費
  - ②その他（※光熱水料を除く。）
- (4) 若手研究者育成活用事業費
- ①設備備品費
  - ②消耗品費
  - ③人件費
  - ④謝金
  - ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
  - ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）
- (5) 研究成果等普及啓発事業費
- ①設備備品費
  - ②消耗品費
  - ③人件費
  - ④謝金
  - ⑤旅費
  - ⑥その他（※光熱水料を除く。）

1 2 長寿科学総合研究推進事業

- (1) 外国人研究者招へい事業費
- ①設備備品費

- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(2) 外国への日本人研究者派遣事業費

- ①消耗品費
- ②人件費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(3) 若手研究者育成活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(4) 国際共同研究事業費

- ①消耗品費
- ②人件費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(5) 研究成果等普及啓発事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料を除く。）

1 3 認知症対策総合研究推進事業

(1) 外国人研究者招へい事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(2) 外国への日本人研究者派遣事業費

- ①消耗品費
- ②人件費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(3) 若手研究者育成活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費

- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(4) 国際共同研究事業費

- ①消耗品費
- ②人件費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(5) 研究成果等普及啓発事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料を除く。）

1 4 障害者対策総合研究推進事業費（精神障害、神経・筋疾患分野）

(1) 若手研究者育成活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(2) 研究成果等普及啓発事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料を除く。）

1 5 障害者対策総合研究推進事業費（感覚器障害分野）

(1) 外国人研究者招へい事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(2) 外国への日本人研究者派遣事業費

- ①消耗品費
- ②人件費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(3) 外国への研究委託事業費

- ①人件費
- ②その他（※光熱水料を除く。）

(4) 若手研究者育成活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(5) 研究成果等普及啓発事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料を除く。）

1 6 障害者対策総合研究推進事業費（身体・知的等障害分野）

(1) 外国人研究者招へい事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(2) 外国への日本人研究者派遣事業費

- ①消耗品費
- ②人件費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(3) 外国への研究委託事業費

- ①人件費
- ②その他（※光熱水料を除く。）

(4) 若手研究者育成活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(5) 研究成果等普及啓発事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料を除く。）

## 1 7 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究推進事業

### (1) 外国人研究者招へい事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

### (2) 外国への日本人研究者派遣事業費

- ①消耗品費
- ②人件費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

### (3) 外国への研究委託事業費

- ①人件費
- ②その他（※光熱水料を除く。）

### (4) 若手研究者育成活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

### (5) 研究成果等普及啓発事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料を除く。）

## 1 8 エイズ対策研究推進事業

### (1) 外国人研究者招へい事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

### (2) 外国への日本人研究者派遣事業費

- ①消耗品費
- ②人件費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

### (3) 外国への研究委託事業費

- ①人件費

②その他（※光熱水料を除く。）

(4) 若手研究者育成活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(5) 研究成果等普及啓発事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料を除く。）

19 肝炎等克服緊急対策研究推進事業

(1) 外国人研究者招へい事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(2) 外国への日本人研究者派遣事業費

- ①消耗品費
- ②人件費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(3) 外国への研究委託事業費

- ①人件費
- ②その他（※光熱水料を除く。）

(4) 若手研究者育成活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(5) 研究成果等普及啓発事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料を除く。）

20 食品の安全確保推進研究推進事業

- (1) 若手研究者育成活用事業費
  - ①設備備品費
  - ②消耗品費
  - ③人件費
  - ④謝金
  - ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
  - ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

- (2) 研究成果等普及啓発事業費
  - ①設備備品費
  - ②消耗品費
  - ③人件費
  - ④謝金
  - ⑤旅費
  - ⑥その他（※光熱水料を除く。）

## 2 1 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究推進事業

- (1) 外国人研究者招へい事業費
  - ①設備備品費
  - ②消耗品費
  - ③人件費
  - ④謝金
  - ⑤旅費
  - ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）
- (2) 外国への日本人研究者派遣事業費
  - ①消耗品費
  - ②人件費
  - ③謝金
  - ④旅費
  - ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
  - ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）
- (3) 外国への研究委託事業費
  - ①人件費
  - ②その他（※光熱水料を除く。）
- (4) 若手研究者育成活用事業費
  - ①設備備品費
  - ②消耗品費
  - ③人件費
  - ④謝金
  - ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
  - ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）
- (5) 研究成果等普及啓発事業費
  - ①設備備品費
  - ②消耗品費
  - ③人件費
  - ④謝金
  - ⑤旅費
  - ⑥その他（※光熱水料を除く。）

## 2 2 健康安全・危機管理対策総合研究推進事業

- (1) 外国人研究者招へい事業費
  - ①設備備品費

- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(2) 外国への日本人研究者派遣事業費

- ①消耗品費
- ②人件費
- ③謝金
- ④旅費
- ⑤研究費（設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及びその他）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(3) 若手研究者育成活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

(4) 研究成果等普及啓発事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費
- ⑥その他（※光熱水料を除く。）

(5) 研究支援者活用事業費

- ①設備備品費
- ②消耗品費
- ③人件費
- ④謝金
- ⑤旅費（※外国旅費を除く。）
- ⑥その他（※光熱水料及び委託費を除く。）

## 別紙 3

費目		費目の内容
大項目	中項目	
設備備品費		設備備品の購入、製造又はその据付等に要する経費
消耗品費		消耗品の購入に要する経費
人件費		推進事業の実施に必要な者に係る給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等（推進事業を行う法人が、当該法人の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。）及び労働者派遣業者等への支払いに要する経費 ※常勤職員に対するものを除く。
謝金		知識、情報又は技術の提供等を行った者に対する謝礼に要する経費
旅費		国内旅費及び外国旅費
研究費	設備備品費	設備備品の購入、製造又はその据付等に要する経費
	消耗品費	消耗品の購入に要する経費
	人件費	研究の実施に必要な者に係る給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等（同表の大項目に掲げる研究費の支給を受けた研究者の所属する試験研究機関等が、当該試験研究機関等の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。）及び労働者派遣業者等への支払いに要する経費 ※同表の大項目に掲げる研究費の支給を受けた研究者に対するものを除く。 ※常勤職員に対するものを除く。
	謝金	知識、情報又は技術の提供等を行った者に対する謝礼に要する経費 ※同表の大項目に掲げる研究費の支給を受けた研究者に対するものを除く。
	旅費	国内旅費及び外国旅費
	その他	同表の中項目に掲げる設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費以外の必要経費（印刷代、製本代、複写費、現像・焼付費、会場借料、会議費（茶菓子弁当代（アルコール類を除く。）、通信費（郵便料及び電話料等）、運搬費、光熱水料（電気料、ガス料及び水道料等）、機械器具の借料及び損料、研究実施場所借り上げ費（研究機関等の施設において研究の遂行が困難な場合に限る。）、学会参加費、保険料、振込手数料、旅費以外の交通費、実験廃棄物処理費、（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）に対する薬事相談費用（研究終了後の製品化等に関する相談費用は除く。）、業務請負費（試験、解析、検査、通訳及び翻訳等）、委託費（研究の一部を他の機関に委託するための経費）並びにその他研究の実施に必要な経費
その他		同表の大項目に掲げる設備備品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費及び研究費以外の必要経費（印刷代、製本代、複写費、現像・焼付費、会場借料、会議費（茶菓子弁当代（アルコール類を除く。）、通信費（郵便料及び電話料等）、運搬費、機械器具の借料及び損料、保険料、振込手数料、旅費以外の交通費、業務請負費（通訳及び翻訳等）、委託費（推進事業の一部を他の機関に委託するための経費）並びにその他推進事業の実施に必要な経費

別表第4

- 1 設備備品費  
実費とする。
- 2 消耗品費 実  
費とする。
- 3 人件費 研究代表者等が所属する試験研究機関等若しくは研究事業又は推進事業を行う法人（以下「研究機関等」という。）の給与規程等によるものとする。なお、労働者派遣業者等への支払いに要する経費は実費とする。
- 4 謝金 研究機関等の謝金規程等によるものとする。ただし、次の単価を参考に決定する等、その者の資格、免許、研究に従事した年数、職歴又は用務内容等を踏まえ、妥当な単価により支出することも可とする。

（単位：円）

用 務 内 容	職 種	対象期間	単 価	摘 要
定形的な用務を依頼する場合	医 師	1日当たり	14,100	医師又は相当者
	技 術 者		7,800	大学(短大を含む)卒業者又は専門技術を有する者及び相当者
	研究補助者		6,600	そ の 他
講演、討論等研究遂行のうえで学会権威者を招へいする場合	教 授	1時間当たり	8,100	教授級以上又は相当者
	准 教 授		6,200	准教授級以上又は相当者
	講 師		5,300	講師級以上又は相当者
治験等のための研究協力謝金		1回当たり	1,000程度	治験、アンケート記入などの研究協力謝金については、協力内容(拘束時間等)を勘案し、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。なお、謝品として代用することも可(その場合は消耗品費として計上すること)。

- 5 旅費 研究機関等の旅費規程等によるものとする。ただし、次の単価を参考に決定する等、妥当な単価により支出することも可とする。

(1) 国内旅費

- ア 運賃（鉄道賃、船賃、航空賃等）原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地までを旅行した運賃とすること。
- ※ 同一地域内における旅行であって、1日の行程が鉄路100km、水路50km又は陸路25km未満の場合は支給できない。なお、この場合の地域とは市町村（都にあつては全特別区）の区域とする。
  - ※ グリーン料金、寝台A料金、ビジネスクラス等の割増運賃等については、その者の役職等を踏まえた妥当な取扱とすること。

イ 日当及び宿泊料

(単位：円)

職 名	日 当	宿 泊 料		国家公務員の場合の該当・号俸
		甲 地	乙 地	
教授又は相当者	3,000	14,800	13,300	指定職のみ（原則使用しない）
教授、准教授	2,600	13,100	11,800	医（一） 3級 1号俸以上
				研 5級 1号俸以上
講師、助手、技師又は相当者	2,200	10,900	9,800	医（一） 2級 1級 13号俸以上
				研 4級、3級 2級 25号俸以上
上記以外の者	1,700	8,700	7,800	医（一） 1級 12号俸以下
				研 2級 24号俸以下 1級

※ 表中の日当について、1日の行程が鉄道100km、水路50km又は陸路25km未満の旅行の場合は、定額の2分の1とすること。

※ 表中の甲地とは、次の地域をいい、乙地とは、甲地以外の地域をいう。ただし、車中泊は乙地とする。

- a 埼玉県・・・さいたま市
- b 千葉県・・・千葉市
- c 東京都・・・特別区（23区）
- d 神奈川県・・・横浜市、川崎市
- e 愛知県・・・名古屋市
- f 京都府・・・京都市
- g 大阪府・・・大阪市、堺市
- h 兵庫県・・・神戸市 i
- 広島県・・・広島市 j
- 福岡県・・・福岡市

(2) 外国旅費

ア 運賃（鉄道賃、船賃、航空賃等）原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地までを旅行した運賃とすること。

※ グリーン料金、寝台A料金、ビジネスクラス等の割増運賃等については、その者の役職等を踏まえた妥当な取扱とすること。

イ 日当及び宿泊料

(単位：円)

職 名		日 当 及 び 宿 泊 料				国家公務員の場合の該当・号俸
		指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
教授又は相当者	日 当	8,300	7,000	5,600	5,100	指定職のみ(原則使用しない)
	宿 泊 料	25,700	21,500	17,200	15,500	
教授、准教授	日 当	7,200	6,200	5,000	4,500	医(一) 3級 1号俸以上
	宿 泊 料	22,500	18,800	15,100	13,500	研 5級 1号俸以上
講師、助手、技師又は相当者	日 当	6,200	5,200	4,200	3,800	医(一) 2級 1級 13号俸以上
	宿 泊 料	19,300	16,100	12,900	11,600	研 4級、3級 2級 25号俸以上
上記以外の者	日 当	5,300	4,400	3,600	3,200	医(一) 1級 12号俸以下
	宿 泊 料	16,100	13,400	10,800	9,700	研 2級 24号俸以下 1級

※ 表中の指定都市、甲及び丙地方とは次の地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲及び丙地方以外の地域をいう。ただし機中泊は丙地方とする。

1. 指定都市 シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。
  2. 甲地方 ア。
    - 北米地域
      - 北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。イ。
    - 欧州地域
      - ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)
    - ウ。中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
    - エ。但し、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。
  3. 丙地方 ア。アジア地域(本邦を除く。)
  - イ。アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び2のウに定める地域を除く。)、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
  - ウ。中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
  - エ。アフリカ地域
    - アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。)
  - オ。南極地域 南極大陸及び周辺の島しょ
  - カ。但し、インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。
- 6 その他 実費とする。

